

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更（案）について

今治市公告第 78 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画を作成したので、同条第 7 項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに本市へ意見書を提出することができる。

令和 8 年 3 月 9 日

今治市長 徳永 繁樹



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧期間
令和 8 年 3 月 9 日から令和 8 年 3 月 23 日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 地域農業経営基盤強化促進計画の案の縦覧場所
今治市役所農林水産課 今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1
- 3 意見書の留意事項
 - (1) 意見を提出する者は、氏名、住所、連絡先、地区名及び意見を記載すること。
 - (2) 意見書に対する個別の回答は行わず、地域計画の公表の際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。